

[文教民生常任委員会所管関係]

<地域医療に関すること>

No.1	
意見・質問・要望等	栗原中央病院の2階は電灯がついていない。理由は、人工透析機器が10台あるとのことだった。市長は、人工透析の実施を公約に掲げているが実現していない。透析をすれば病院経営も黒字に転じると思うが、議会としてどう考えるか。【栗駒地区】
回	答 議会として経緯を説明したい。医師スタッフがいないとのことであった。使用しなくても減価償却は進み、そのほか維持管理として350万円掛かるとのことであったので、処分すべきと提言をし、現在は処分されている。なお、病院経営については赤字幅が圧縮している状況にある。
No.2	
意見・質問・要望等	市内で透析患者が増えている。今後の透析のあり方について、現状のまま大丈夫か。【栗駒地区】。
回	答 医師確保の問題もあって難しい問題であるが、議会としても調査していきたい。
No.3	
意見・質問・要望等	花山は医療機関が1ヶ所しかなく、そのうえ午後の診察は無い。午後も診察を行うよう議会で取り上げて欲しい。【花山地区】
回	答 要望として、当局に伝えたい。
No.4	
意見・質問・要望等	花山診療所は小学生を診察してくれない。小学生も診察できるようにしてもらいたい。さら、午後及び夜間の診察もして欲しい。【花山地区】
回	答 要望として、当局に伝えたい。

<学校再編に関すること>

No.1	
意見・質問・要望等	廃校となった学校の利活用を議会としてどう考えているのか。【築館地区】
回	答 学校再編にあたっては、再編計画の説明とともに保護者と意見交換を行いながら合意を得て進んでいる。廃校となる校舎などの活用は未定であるが、まず公共施設としての活用や地域の声を参考にして地域での活用も考えているようだ。
No.2	
意見・質問・要望等	学校再編によって地域が寂れていくのが心配だ。跡地利用の問題については、地域説明会を開催しながら進めてもらうことを要望する。【栗駒地区】
回	答 要望として、当局に伝えたい。

No.3

意見・質問・要望等 文字地域は280戸ある。高齢化が進行しており、10年経過すれば戸数は3分の1程度になると推測される。文字小学校は鶯沢小学校に統合され、廃校となったが、施設の跡地利用は、雇用の場の確保や若者が住み続けられるような地域づくりに役立てるよう要望する。【栗駒地区】

回 答 議会でも、学校再編ありきではなく、施設の跡地利用を示しながら学校再編を進めるべきとしている。跡地利用の問題は、議会としても当局に要請していきたい。

No.4

意見・質問・要望等 学校再編後の、空き小学校の使い方は。【金成地区】

回 答 市の考えとしては、1番目には教育施設、次に公共施設、次に地域の皆さんで利用方法を考えていただきたいということである。利活用方法がなければ最終的には解体ということになってくる。

No.5

意見・質問・要望等 学校再編後の跡地利用問題はどうなっているのか、考えて欲しい。

【志波姫地区】

回 答 議会として、利活用を真剣に考えていきたい。

<学校教育に関すること>

No.1

意見・質問・要望等 「いじめ」が問題になっている。市では調査しているのか。【高清水地区】

回 答 一般質問に対する教育長の答弁によると、市内の学校で「いじめ」が発生している事例はないとのことである。

<介護保険に関すること>

No.1

意見・質問・要望等 介護保険の保険料が引き上げられたが、何故、一般会計から繰り入れできないのか。【築館地区】

回 答 介護保険法の定めにより繰り入れはできないこととなっている。詳細内容を担当部署に確認し、お知らせしたい。

<介護施設に関すること>

No.1

意見・質問・要望等 花山だけ特別老人ホームが無いので、温湯地区に温泉を利用した施設をつくって欲しい。【花山地区】

回 答 要望として、当局に伝えたい。

〈遺跡（史跡）整備に関すること〉

No.1

意見・質問・要望等 山王田遺跡整備事業が平成24年度で終了するようだが、教育委員会文化財保護課の職員に今後の用途について聞いたところ具体的な活用はないとの事であった。大切な遺跡群であるので「縄文の森」としての利用方法等について議会としても考えて欲しい。地域住民も入れた検討会議のようなものを立ち上げるべきではないか。【一迫地区】

回 答 活用方法については、市当局から報告は受けていない。今後については、議会として検討させていただく。

IV 議会としての対応

議会活動の基本は市民であり、市民に開かれた議会とするために、市民参加の拡充や議会活動情報の正確かつ迅速な公開が求められています。

議会改革においても、一方的な考えだけでは市民の福祉を増進させることにはつながらず、議会として議会活動等の報告を行い、市民への説明責任を果たすとともに、市民と広く意見交換を進め、市民参加の議会を構築することが必要です。

そのため、議会活動状況を地域に出向いて市民へ直接報告し、市政に関する情報の提供に努めるとともに、議会及び議員の政策立案能力を強化するため、市民との活発な意見交換を図る具体的な場として、栗原市議会基本条例第7条の規定に基づき、議会報告会を開催しました。

市議会として、議会報告会は初めての試みであり、議会報告会のあり方や議員定数、議員報酬のほか、議会運営についても貴重なご意見、ご要望等をいただきました。

議会活動報告では、現状での栗原市議会の議会改革について報告しましたが、今後も市民の議会に対する様々な考え方を受け、議会とはどうあるべきについて議論を重ね、公平・公正・透明な議会運営や情報の提供、政策立案への市民参加を図ってまいります。また、多くの意見をいただきました政務調査費については、平成24年9月5日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、「政務調査費」が「政務活動費」と名称が変更となり、政務活動費を充てることができる範囲についても、条例で定めなければならないものとされたことや議長は政務活動費の用途の透明性を確保に努めることが明文化されます。今後においても、議会として十分な議論を重ねてまいります。

なお、市政に関するご意見、ご要望については、いただいた内容を取りまとめ執行者である市長に送付するとともに、必要に応じて要望事項に対し各常任委員会での調査や議員間討議により政策提言等を行うことにより、議会としての役割を果たしていきます。